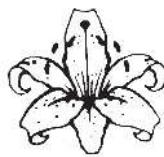


神奈川県公報



県の花：山ゆり

令和 4 年 3 月 22 日 (火曜日)

定期 第 293 号

目 次	ページ		
○告示			
家畜伝染病等の検査の実施（9件）（環境農政・畜産課）	165	廃棄物の処理及び清掃に関する法律による監督処分（環境農政・資源循環推進課）	168
家畜伝染病の予防注射の実施（環境農政・畜産課）	167	開発行為に関する工事の完了（厚木土木事務所）	169
神奈川県県営住宅条例による県営住宅の名称及び位置の一部改正（県土整備・公共住宅課）	167		
○監査委員公表		○入札公告	
監査の結果により講じた措置について	167	特定調達契約に係る一般競争入札の実施（会計・調達課）	169
○公告		特定調達契約に係る一般競争入札の実施（教委・財務課）	170

特定調達契約、土地の売払いの契約等に係る入札公告以外の入札公告は、各発注機関がかながわ電子入札共同システム（URL <https://nyusatsu.e-kanagawa.lg.jp/>）の入札情報サービスシステムに掲載します。なお、特定調達契約、土地の売払いの契約等に係る入札公告は、県公報又は県のホームページに掲載します。

発行

告 示

神奈川県告示第109号

家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第5条第1項の規定により、牛のヨーネ病の検査を次のとおり実施する。

令和 4 年 3 月 22 日

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

- 1 実施の目的
牛のヨーネ病の発生予防のため
- 2 実施する区域
神奈川県全域
- 3 実施の対象となる家畜の種類及び範囲
次に掲げる牛について行う。
 - (1) 次の区域内において、搾乳の用に供し、又は供する目的で飼育している雌牛
横浜市（戸塚区、栄区、泉区及び瀬谷区の区域に限る。）、相模原市（緑区相原、相原1丁目から6丁目まで、大島、大山町、上九沢、下九沢、田名、西橋本、二本松、橋本、橋木台、東橋本及び元橋本町、中央区並びに南区の区域を除く区域に限る。）、藤沢市、小田原市、秦野市、大和市、伊勢原市、海老名市、座間市、綾瀬市、足柄上郡大井町、山北町及び開成町並びに足柄下郡箱根町、真鶴町及び湯河原町の区域
 - (2) (1)の区域内において、種付けの用に供し、又は供する目的で飼育している雄牛
 - (3) (1)又は(2)に掲げる牛と同一施設内で飼育している牛
 - (4) (1)の区域内において、繁殖の用に供し、又は供する目的で飼育している肉用雌牛
 - (5) 改良増殖の用に供し、又は供する目的で輸入した牛のうち検疫終了後1年を経過していないもの
 - (6) その他家畜保健衛生所長が必要と認めた牛

4 実施の期日

令和 4 年 4 月 1 日から令和 5 年 3 月 31 日までの間において家畜保健衛生所長が指定する日

5 検査の方法

家畜伝染病予防法施行規則（昭和26年農林省令第35号）別表第1の検査の方法による。

6 その他

- (1) 検査対象の牛のうち、家畜保健衛生所長が認めた場合は、検査を省略することができる。
- (2) 検査の日時、場所その他実施の細部については、家畜保健衛生所長の指示による。

神奈川県告示第110号

家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第5条第1項の規定により、牛の伝達性海綿状脳症の検査を次のとおり実施する。

令和 4 年 3 月 22 日

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

- 1 実施の目的
牛の伝達性海綿状脳症の発生予防のため
- 2 実施する区域
神奈川県全域
- 3 実施の対象となる家畜の死体の種類及び範囲
次に掲げる牛の死体について行う。
 - (1) 牛海綿状脳症対策特別措置法（平成14年法律第70号）第6条第1項に規定する届出の対象となる牛の死体（同条第2項ただし書に該当する場合を除く。）
 - (2) その他家畜保健衛生所長が必要と認めた牛の死体
- 4 実施の期日
令和 4 年 4 月 1 日から令和 5 年 3 月 31 日までの間において家畜保健衛生所長が指定する日

5 検査の方法	家畜伝染病予防法施行規則（昭和26年農林省令第35号）別表第1の検査の方法による。
6 その他	検査の日時、場所その他実施の細部については、家畜保健衛生所長の指示による。

神奈川県告示第111号

家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第5条第1項の規定により、鶏の家きんサルモネラ症（サルモネラ・プローラムによるものに限る。以下同じ。）、ニューカッスル病及び鳥マイコプラズマ症（マイコプラズマ・ガリセプチカムによるものに限る。以下同じ。）の検査を次のとおり実施する。

令和4年3月22日

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

1 実施の目的	鶏の家きんサルモネラ症、ニューカッスル病及び鳥マイコプラズマ症の発生予防のため
2 実施する区域	神奈川県全域
3 実施の対象となる家畜の種類及び範囲	種卵採取を目的として飼育している鶏であって、家畜保健衛生所長が必要と認めたもの
4 実施の期日	令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間において家畜保健衛生所長が指定する日
5 検査の方法	血清検査及び臨床検査による。
6 その他	検査の日時、場所その他実施の細部については、家畜保健衛生所長の指示による。

神奈川県告示第112号

家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第5条第1項の規定により、蜜蜂の腐そ病の検査を次のとおり実施する。

令和4年3月22日

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

1 実施の目的	蜜蜂の腐そ病の発生予防のため
2 実施する区域	神奈川県全域
3 実施の対象となる家畜の種類及び範囲	家畜保健衛生所長が必要と認めた蜂群
4 実施の期日	令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間において家畜保健衛生所長が指定する日
5 検査の方法	臨床検査及び必要に応じて行う細菌検査による。
6 その他	検査の日時、場所その他実施の細部については、家畜保健衛生所長の指示による。

検査の日時、場所その他実施の細部については、家畜保健衛生所長の指示による。

神奈川県告示第113号

家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第5条第1項の規定により、豚のオーエスキ一病の検査を次のとおり実施する。

令和4年3月22日

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

1 実施の目的	豚のオーエスキ一病の発生予防のため
2 実施する区域	神奈川県全域
3 実施の対象となる家畜の種類及び範囲	家畜保健衛生所長が必要と認めた豚
4 実施の期日	令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間において家畜保健衛生所長が指定する日
5 検査の方法	血清検査及び臨床検査による。
6 その他	検査の日時、場所その他実施の細部については、家畜保健衛生所長の指示による。

神奈川県告示第114号

家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第5条第1項の規定により、豚の豚熱の検査を次のとおり実施する。

令和4年3月22日

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

1 実施の目的	豚の豚熱の発生予察のため
2 実施する区域	神奈川県全域
3 実施の対象となる家畜の種類及び範囲	家畜保健衛生所長が必要と認めた豚及びいのしし
4 実施の期日	令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間において家畜保健衛生所長が指定する日
5 検査の方法	血清検査及び臨床検査による。
6 その他	検査の日時、場所その他実施の細部については、家畜保健衛生所長の指示による。

神奈川県告示第115号

家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第5条第1項の規定により、豚のアフリカ豚熱の検査を次のとおり実施する。

令和4年3月22日

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

1 実施の目的	豚のアフリカ豚熱の発生予察のため	牛のアカバネ病の発生予察のため
2 実施する区域	神奈川県全域	神奈川県全域
3 実施の対象となる家畜の種類及び範囲	家畜保健衛生所長が必要と認めた豚及びいのしし	家畜保健衛生所長が必要と認めた牛
4 実施の期日	令和 4 年 4 月 1 日から令和 5 年 3 月 31 日までの間において家畜保健衛生所長が指定する日	令和 4 年 6 月 1 日から同年 11 月 30 日までの間において家畜保健衛生所長が指定する日
5 検査の方法	血清検査及び臨床検査による。	血清検査及び臨床検査による。
6 その他	検査の日時、場所その他実施の細部については、家畜保健衛生所長の指示による。	検査の日時、場所その他実施の細部については、家畜保健衛生所長の指示による。

神奈川県告示第116号

家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第5条第1項の規定により、家きんの高病原性鳥インフルエンザ及び低病原性鳥インフルエンザの検査を次のとおり実施する。

令和 4 年 3 月 22 日

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

1 実施の目的	家きんの高病原性鳥インフルエンザ及び低病原性鳥インフルエンザの発生予察のため	豚熱発生予防のため
2 実施する区域	神奈川県全域	神奈川県全域
3 実施の対象となる家畜の種類及び範囲	家畜保健衛生所長が必要と認めた家きん	家畜保健衛生所長が必要と認めた豚及びいのしし
4 実施の期日	令和 4 年 4 月 1 日から令和 5 年 3 月 31 日までの間において家畜保健衛生所長が指定する日	令和 4 年 4 月 1 日から令和 5 年 3 月 31 日までの間において家畜保健衛生所長が指定する日
5 検査の方法	血清検査及び臨床検査による。	皮下注射又は筋肉内注射
6 その他	検査の日時、場所その他実施の細部については、家畜保健衛生所長の指示による。	予防注射の日時、場所その他実施の細部については、家畜保健衛生所長の指示による。

神奈川県告示第117号

家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第5条第1項の規定により、牛のアカバネ病の検査を次のとおり実施する。

令和 4 年 3 月 22 日

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

1 実施の目的

神奈川県告示第118号

家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第6条第1項の規定により、豚熱の予防注射を次のとおり実施する。

令和 4 年 3 月 22 日

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

1 実施の目的	豚熱発生予防のため
2 実施する区域	神奈川県全域
3 実施の対象となる家畜の種類及び範囲	家畜保健衛生所長が必要と認めた豚及びいのしし
4 実施の期日	令和 4 年 4 月 1 日から令和 5 年 3 月 31 日までの間において家畜保健衛生所長が指定する日
5 注射の方法	皮下注射又は筋肉内注射
6 その他	予防注射の日時、場所その他実施の細部については、家畜保健衛生所長の指示による。

神奈川県告示第119号

神奈川県県営住宅条例による県営住宅の名称及び位置（平成10年神奈川県告示第278号）の一部を次のように改正する。

令和 4 年 3 月 22 日

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

1 公営住宅の表野川第一住宅の項、相模原テラスBの項、ジユイール鶴ノ森・東の項、ハイム中里の項及びウイステリア鶴沼海岸の項を削る。

監査委員公表**神奈川県監査委員公表第 8 号**

監査の結果により講じた措置について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定に基づき、神奈川県知事から監査の結果により措置を講じた旨の通知があつたので、その内容を公表する。

令和 4 年 3 月 22 日

神奈川県監査委員	村 上 英 嗣
同	太 田 真 晴
同	吉 川 知 恵 子
同	嶋 村 た だ し
同	てらさき 雄 介

1 措置の対象となった監査の結果

令和 3 年 10 月 29 日（神奈川県公報定期第 253 号）神奈川県監査委員公表第 19 号で公表した不適切事項が認められた 2 か所に係る 2 事項

2 監査の結果及び講じた措置の内容

スポーツ局

本庁機関で認められた不適切事項

監査実施箇所名	監査実施日	監査の結果	措置の内容
総務室	令和 3 年 9 月 14 日 (令和 3 年 7 月 7 日 職員調査)	(不適切事項) 支出事務において、READY STEADY TOKYO—セーリング及びセーリングワールドカップシリーズ江の島大会2019の運営に伴う艇移動に関する負担金 1 件、11,745,985円の支払に当たり、請求書に記載された振込口座が正当債権者であるセーリングワールドカップシリーズ江の島大会実行委員会名義の口座でなかつたにもかかわらず、負担金受領に関する委任状の徵取などにより正当な口座であることを確認しないまま支払っていた。	不適切事項については、口座名義人がセーリングワールドカップシリーズ江の島大会実行委員会（以下「実行委員会」という。）の事務を中心的に担っていたことから、振込先として問題ないと判断したことによるものである。 令和 3 年 9 月 27 日に口座名義人に改めて確認したところ、書面での手続はされていなかったが、実行委員会と口座名義人の間で、当該負担金に係る金銭の受領及び支払手続について実質的な委任があったとのことであった。 このことについては、弁護士相談により、手続上の不備はあるが、委任の効果は生じているとの助言をもらっている。 今後はこのようなことがないよう、口座名義確認の徹底について改めて所属内に啓発し、適正な事務執行に努めることとした。
セーリング課	令和 3 年 9 月 14 日 (令和 3 年 2 月 4 日 職員調査)	(不適切事項) 支出事務において、READY STEADY TOKYO—セーリング及びセーリングワールドカップシリーズ江の島大会2019の運営に伴う艇移動に関する負担金 1 件、11,745,985円の支払に当たり、請求書に記載された振込口座が正当債権者であるセーリングワールドカップシリーズ江の島大会実行委員会名義の口座でなかつたにもかかわらず、負担金受領に関する委任状の徵取などにより正当な口座であることを確認しないまま支払っていた。	不適切事項については、口座名義人がセーリングワールドカップシリーズ江の島大会実行委員会（以下「実行委員会」という。）の事務を中心的に担っていたことから、振込先として問題ないと判断したことによるものである。 令和 3 年 9 月 27 日に口座名義人に改めて確認したところ、書面での手続はされていなかったが、実行委員会と口座名義人の間で、当該負担金に係る金銭の受領及び支払手続について実質的な委任があったとのことであった。 このことについては、弁護士相談により、手続上の不備はあるが、委任の効果は生じているとの助言をもらっている。 今後はこのようなことがないよう、口座名義確認の徹底について改めて所属内に啓発し、適正な事務執行に努めることとした。

公 告

令和 4 年 3 月 7 日、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「法」という。）第14条の3の2の規定により、次のとおり処分を行いました。

令和 4 年 3 月 22 日

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

1 処分を受けた者

(1) 所在地 兵庫県神戸市兵庫区大開通二丁目 3 番 21 号 甲南アセット大開ビル別館 5F

(2) 名 称 誠工株式会社

(3) 代表者 代表取締役 白川 誠

2 許可の内容

許可の種類	事業の区分	許可年月日	許可番号	取り扱う廃棄物の種類
産業廃棄物 収集運搬業	収集運搬 (積替え・保管を除く。)	平成 28 年 10 月 28 日	01400190988	燃え殻、汚泥、 廃プラスチック 類（石綿含有産 業廃棄物を含 む。）、紙くず、 木くず、繊維く ず、ゴムくず、 金属くず、ガラ

			スクズ・コンク リートくず・陶 磁器くず(石綿 含有産業廃棄物 を含む。)、鉱さ い及びがれき類 (石綿含有産業廃 棄物を含む。)
--	--	--	--

3 処分の内容

産業廃棄物収集運搬業(積替え・保管を除く。)の許可取消し

4 処分年月日

令和 4 年 3 月 7 日

5 処分の理由

誠工株式会社の役員は、刑法第204条(傷害)の罪により、令和 2 年 9 月 15 日に神戸簡易裁判所から罰金刑の略式命令を受け、同年 10 月 2 日に刑が確定し、同日に刑の執行を終了してから 5 年を経過していない。

これにより、法第14条第 5 項第 2 号ニ(同号イ(法第 7 条第 5 項第 4 号ニ))に該当するに至り、法第14条の 3 の 2 第 1 項第 4 号に該当するため。

都市計画法第36条第 3 項の規定により、開発行為に関する工事の完了を次のとおり公告します。

令和 4 年 3 月 22 日

神奈川県厚木土木事務所長 森 谷 保

開発区域に含まれる地域の名称	綾瀬市深谷南 6-1-2, 162 の 5 ほか 1 筆
開発区域の面積	348.64 平方メートル
開発許可を受けた者の住所	座間市入谷東 3-29 の 18 高下ビル 1 階
開発許可を受けた者の氏名	株式会社ファースト K 代表取締役 芥川 薫
開発許可年月日及び許可番号(変更許可)	令和 3 年 12 月 21 日 神奈川県指令厚土東第 610069 号 (令和 4 年 3 月 1 日 神奈川県指令厚土東第 610081 号)

入札公告

特定調達契約に係る入札公告

次のとおり一般競争入札を行います。

令和 4 年 3 月 22 日

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

1 調達内容

(1) 借入物品の名称及び数量

キャニスター自動濃縮装置付きガスクロマトグラフ／質量分析計の借入れ 一式

(2) 借入期間

令和 4 年 12 月 1 日から令和 11 年 11 月 30 日まで

(3) 借入場所

神奈川県環境科学センター 入札説明書及び仕様書によります。

2 入札参加資格

(1) 地方自治法施行令第167条の 4 第 1 項各号のいずれにも該当しない者で、同条第 2 項の規定により一般競争入札に参加させないこととした者に該当しない者であること。

(2) 神奈川県入札参加資格者名簿(物件の買入れ・物件の借入れ・一般業務の請負等)において営業種目として「物品の買入れ」に登載されている者で、「A」又は「B」の等級に区分されているものであること。

(3) 神奈川県の指名停止期間中の者であること。

(4) 当該物品を納入する能力を有する者であること。

なお、この入札に参加を希望する者は(2)に該当しないものは、次により資格審査を申請することができます。

ア 資格審査に関する問合せ先

神奈川県会計局調達課資格審査グループ(神奈川県庁本庁舎 1 階 電話 (045) 210-6721)

イ 申請方法

かながわ電子入札共同システム(UR L <https://nyusatsu-e-kanagawa.lg.jp/>)の資格申請システムの入札参加資格申請メニューのWTO申請により入札参加資格申請手続を行うとともに、資格申請に必要な書類を神奈川県会計局調達課「入札参加資格申請・共同受付窓口」(郵便番号 231-8588 横浜市中区日本大通 1 神奈川県庁本庁舎 1 階)へ提出してください。

また、かながわ電子入札共同システムの資格申請システムによることができない場合は、所定の競争入札参加資格認定申請書及び申請に必要な書類をアの場所に提出してください。

ウ 申請期限

令和 4 年 4 月 19 日(火)正午

エ その他

詳細は、かながわ電子入札共同システムの説明によります。

3 入札説明書の交付場所等

(1) 入札説明書の交付場所、契約条項を示す場所及び事務を担当する所属

郵便番号 231-8588 横浜市中区日本大通 1 神奈川県庁本庁舎 1 階 神奈川県会計局調達課調達グループ 桑原 朝子 電話 (045) 210-6717

(2) 入札説明書の交付期間

令和 4 年 3 月 22 日(火)から同年 4 月 18 日(月)まで

4 入札参加希望者に求められる義務

この入札に参加を希望する者は、競争参加資格確認申請書を令和 4 年 4 月 19 日(火)正午までに 3 の(1)の場所に提出してください。

5 入札及び開札の場所及び日時

この入札は、神奈川県庁本庁舎 1 階 神奈川県会計局調達課調達グループにおいて、かながわ電子入札共同システムにより入札を行います。

(1) 入札期間

令和 4 年 5 月 6 日(金)午後 1 時から同月 11 日(水)午後 1 時

<p>まで</p> <p>(2) 開札日時 令和 4 年 5 月 12 日(木)午前 8 時 30 分 なお、郵便による入札をしようとする者は、令和 4 年 5 月 11 日(水)午後 1 時までに到着するよう 3 の(1)の場所に入札書を郵送してください。</p> <p>6 契約の締結 契約を締結した日の属する年度の翌年度以降の歳出予算について契約に係る経費を減額し、又は削除する議決があった場合は、契約を変更し、又は解除します。</p> <p>7 その他</p> <p>(1) 入札及び契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨</p> <p>(2) 入札保証金 免除</p> <p>(3) 入札の無効 この公告に示した入札参加資格のない者のした入札及び入札の条件に違反した入札は無効とします。</p> <p>(4) 落札者の決定方法 神奈川県財務規則第41条第 1 項の規定に基づいて定めた予定価格の制限の範囲内で、最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とします。</p> <p>(5) 契約書作成の要否 要</p> <p>(6) 詳細は、入札説明書及び仕様書によります。</p> <p>8 Summary</p> <p>(1) The nature and quantity of the products to be leased : Canister-preconcentrator-gas chromatograph mass spectrometer, 1 set</p> <p>(2) Time limit of tender : 1 : 00 p.m., May 11, 2022</p> <p>(3) Contact point for the notice : Procurement Division of the Accounting Bureau, Kanagawa Prefectural Government, Nihon-Odori 1, Naka-ku, Yokohama-shi, Kanagawa-ken, 231-8588 Japan, Tel (045) 210-6717</p> <hr/> <p>次のとおり一般競争入札を行います。</p> <p>令和 4 年 3 月 22 日 神奈川県知事 黒 岩 祐 治</p> <p>1 調達内容</p> <p>(1) 件名 神奈川県立藤沢養護学校スクールバス運行業務委託</p> <p>(2) 業務内容及び契約の条件等 神奈川県立藤沢養護学校スクールバス運行業務の委託 入札説明書及び仕様書によります。</p> <p>(3) 履行期間 契約締結日から令和13年 3 月 31 日まで</p> <p>(4) 履行場所 神奈川県立藤沢養護学校が指定する運行経路 仕様書によります。</p>	<p>2 入札参加資格</p> <p>(1) 地方自治法施行令第167条の 4 第 1 項各号のいずれにも該当しない者で、同条第 2 項の規定により一般競争入札に参加させないこととした者に該当しない者であること。</p> <p>(2) 神奈川県入札参加資格者名簿(物件の買入れ・物件の借入れ・一般業務の請負等)において営業種目として「運搬・保管の請負」に登載されている者で、「A」又は「B」の等級に区分されているものであること。</p> <p>(3) 神奈川県の指名停止期間中の者でないこと。</p> <p>(4) 仕様書に示す業務を公正かつ的確に遂行し得る者であること。 なお、この入札に参加を希望する者で(2)に該当しないものは、次により資格審査を申請することができます。</p> <p>ア 資格審査に関する問合せ先 神奈川県会計局調達課資格審査グループ(神奈川県庁本庁舎 1 階 電話 (045) 210-6721)</p> <p>イ 申請方法 かながわ電子入札共同システム(UR L https://nyusatsu.e-kanagawa.lg.jp/)の資格申請システムの入札参加資格申請メニューのWTO申請により入札参加資格申請手続を行うとともに、資格申請に必要な書類を神奈川県会計局調達課「入札参加資格申請・共同受付窓口」(郵便番号231-8588 横浜市中区日本大通 1 神奈川県庁本庁舎 1 階)へ提出してください。 また、かながわ電子入札共同システムの資格申請システムによることができない場合は、所定の競争入札参加資格認定申請書及び申請に必要な書類をアの場所に提出してください。</p> <p>ウ 申請期限 令和 4 年 4 月 19 日(火)午後 5 時</p> <p>エ その他 詳細は、かながわ電子入札共同システムの説明によります。</p> <p>3 入札説明書等の交付場所等</p> <p>(1) 入札説明書及び仕様書の交付場所、契約条項を示す場所並びに事務を担当する所属 郵便番号231-8588 横浜市中区日本大通 1 神奈川県庁東庁舎 7 階 神奈川県教育委員会教育局行政部財務課予算・経理グループ 井梅 賢吾 電話 (045) 210-1111 内線8112</p> <p>(2) 入札説明書及び仕様書の交付期間 令和 4 年 3 月 22 日(火)から同年 4 月 19 日(火)まで</p> <p>4 入札参加希望者に求められる義務 この入札に参加を希望する者は、競争参加資格確認申請書を令和 4 年 4 月 19 日(火)午後 5 時までに 3 の(1)の場所に提出してください。</p> <p>5 入札及び開札の場所及び日時 この入札は、神奈川県庁東庁舎 7 階 神奈川県教育委員会教育局行政部財務課予算・経理グループにおいて、かながわ電子入札共同システムにより入札を行います。</p> <p>(1) 入札期間</p>
---	--

令和 4 年 5 月 10 日(火)午前 8 時 30 分から同月 12 日(木)午後
5 時まで

(2) 開札日時

令和 4 年 5 月 13 日(金)午前 9 時

なお、郵便による入札をしようとする者は、令和 4 年 5 月 12
日(木)午後 5 時までに到着するよう(1)の場所に入札書を郵
送してください。

6 契約の締結

契約を締結した日の属する年度の翌年度以降の歳出予算につ
いて契約に係る経費を減額し、又は削除する議決があった場合
は、契約を変更し、又は解除します。

7 その他

(1) 入札及び契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金

免除

(3) 入札の無効

この公告に示した入札参加資格のない者のした入札及び入
札の条件に違反した入札は無効とします。

(4) 落札者の決定方法

神奈川県財務規則第41条第 1 項の規定に基づいて定めた予
定価格の制限の範囲内で、最低価格をもって有効な入札を行
った者を落札者とします。

(5) 契約書作成の要否

要

(6) 詳細は、入札説明書によります。

8 Summary

(1) The nature and quantity of the services to be required :

Operation of school buses for Kanagawa Prefectural
Fujisawa School for Children with Disabilities

(2) Time limit of tender : 5 : 00 p.m., May 12, 2022

(3) Contact point for the notice : Financial Affairs
Division, Administration Department, Kanagawa Prefectural
Education Bureau, Nihon-ōdori 1, Naka-ku, Yokohama-shi,
Kanagawa-ken, 231-8588 Japan, Tel (045) 210-1111 ext.
8112